

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日

7月8日～8月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	7月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	7月25日(火) 13:30～15:30 (受付は15:00まで)	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画係(☎594-5506)
女性相談(予約制)	7月10日(月)・19日(水)、8月2日(水)・7日(月) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画係(☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	8月7日(月) 10:00～12:00	総合公園(☎592-4050)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	7月15日(土)、8月1日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	7月21日(金) 13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	8月5日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	7月15日(土)、8月5日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください。
健康・生活相談	7月10日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■「このままでは危険だ…」と、不安をおおる点検商法に注意!!

「この地域を回って安価で害虫駆除をしています。ご近所の方も申し込んでいるので、お宅もいかがですか」と突然業者から勧められ、近所でも頼んでいるのであればと思い契約することにしました。2日後、作業終了後に業者から床下の写真を見せられ、状況を確認すると、床下にカビが生えており、シロアリの被害に遭っていることが分かった。以前にもシロアリ駆除をしたことはあったが、すでに数十年経っているので、やはり心配になり、業者が勧めるプランで契約することにしました。しかし、業者の言われるままに高額な契約をしたことを後悔しており、もう少し検討する時間が欲しいので、契約を待ってもらえないだろうか。」との相談がありました。

最初は安価でサービスを提供(無料点検の場合もある)し、「このままでは大変なことになる」と、消費者の不安をおおって高額な契約を勧める点検商法の相談が多く寄せられています。

今回のようなケースでは、特定商取引法のクーリングオフが適用されますので、一旦クーリングオフして再検討してみるよう伝えました。複数の業者から見積りを取り、業者が説明した

ことに間違いはないか、信頼のおける業者に見てもらい、早急に工事しなければいけない状態なのか、必要な工事内容かどうかを、慌てずに確認してもらいましょう。

被害の多い点検商法の商品・サービスには、屋根工事、排水管洗浄、床下換気扇、消火器、浄水器、布団などがあります。無料・安価での点検後には、高額な契約を目的としていることを考えておく必要があります。知らない業者を家の中に入れることは避けましょう。お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

○北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談室」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日(年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00